

令和5年度

# 子ども・若者自立支援 活動促進事業募集要領

～子ども・若者の自立支援活動に関する事業の企画書を募集します～

## 1 趣 旨

「子ども・若者自立支援活動促進事業」は、かごしま子ども・若者総合相談センターとNPO等の民間団体（以下「NPO等」という。）が連携・協力して、不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者のため、本人や保護者の負担軽減を図るとともに、自立や社会参加を促進することを目的に実施するものです。

## 2 応募できる団体

NPO法人、ボランティア団体その他の営利を目的としない団体（法人格の有無は問いません。）で、次の要件を備えていることが必要です。

- (1) 定款や規約等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること
- (2) 県内に事務を行う場所を有し、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること
- (3) 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
  - イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
  - ウ 暴力団、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- (5) その他法令等に違反がないこと

※ 1団体の申請は1件限りとします。

## 3 対象となる事業等

- (1) 対象となる事業  
困難を抱える子ども・若者の自立や社会参加に繋がる活動を内容とし、直接的、効果的な次のような事業を対象とします。

- ・ 訪問支援（アウトリーチ等）
- ・ 居場所づくり（各種体験活動を含む）
- ・ 地域支援ネットワーク構築 など

なお、次のいずれかに該当する事業については、対象外です。

- ア 原則として、同一事業・同一内容で5年間継続して事業を受託している場合

※ ただし、事前の県民会議との協議により、過去の事業実績が顕著で、事業効果が得られたと認められるものについては、5年間を超えての事業継続が可能です。

- イ 施設整備・改修や備品購入等を主たる内容とする事業（団体の財産形成に繋がる事業）
- ウ 本事業以外で国や県及び市町村等の助成を受ける事業
- エ 営利を目的とする事業

(2) 事業実施期間

契約締結日～令和6年3月

(3) 委託上限額

1団体当たり450千円（消費税込み）

(4) 採用予定団体数

10団体程度

ただし、県内全域での実施を目指し、委託団体数は概ね以下の通りとします。

鹿児島圏域（鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村）	2団体
始良・伊佐圏域（始良市、霧島市、伊佐市、湧水町）	2団体
北薩圏域（薩摩川内市、阿久根市、出水市、さつま町、長島町）	1団体
南薩圏域（指宿市、南九州市、南さつま市、枕崎市）	1団体
大隅圏域（垂水市、鹿屋市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）	2団体
熊毛圏域（西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町）	1団体
奄美圏域（奄美市、龍郷町、瀬戸内町、大和村、宇検村、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、知名町、和泊町、与論町）	1団体

(5) 対象となる経費

事業を実施するために直接必要な経費とします。

なお、事務所の賃借料・光熱水費や事務局職員の人件費など、団体の経常的な管理運営経費は対象外です。

## 4 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和5年4月 4日（火）から

令和5年4月30日（日）午後5時まで（当日消印有効）

(2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで郵送又は持参してください。

※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。

※ 5月2日（火）以降に郵送又は持参された書類は、受け付けません。

(3) 提出書類

ア 令和5年度 子ども・若者自立支援活動促進事業応募書（様式第1号）

イ 令和5年度 子ども・若者自立支援活動促進事業企画書（様式第2号）

ウ 団体調書（様式第3号）

エ その他必要な添付書類

（ア）団体の定款若しくは規約又はこれらに代わるものの写し

（イ）団体の役員名簿

（ウ）直近1年間の事業報告書及び収支計算書（団体としての活動実績が1会計年度以上ある場合に限る。）

アからウまでの様式は、かごしま子ども・若者総合相談センターのホームページに掲載していますので御利用ください。

<http://www.soudancenter-k.com/>

(4) 応募先

鹿児島県青少年育成県民会議（かごしま子ども・若者総合相談センター）  
〒890-0064

鹿児島市鴨池新町1番8号 県青少年会館2階

※ 提出された応募書類については返却しませんので御了承ください。

## 5 審査・選考

(1) 審査・選考

企画書をもとに、県民会議で書類審査の後、別途委嘱する複数の「審査員」による評価を踏まえ、選考します。

(2) 事業内容等の確認

審査は応募書類の内容に基づき行います。

なお、審査の過程で、応募いただいた事業内容等に不明な点があれば、県民会議から電話等で確認をさせていただくことがあります。

(3) 審査基準

ア 的確性

企画コンセプトが明確であり、かつ募集の趣旨を理解した上で企画した内容であること

イ 実現性

具体性がある内容であり、かつ実現可能な企画、運営、実施方法であること

ウ 実施効果

企画書どおり実施し、事業の効果が期待される内容であること

エ 経費の妥当性

所要経費の積算は、企画内容に沿った妥当な見積りであること

(4) 選考結果

選考結果は、全応募団体等に対して、文書でお知らせします。

## 6 事業の実施

(1) 事業実施に向けた協議（企画書採択後の協議）

企画書が採択された場合、企画提案したNPO等（以下「提案NPO」という。）と県民会議との両者で、事業内容の協議を行います。

なお、協議の結果、企画書の内容の一部を変更・修正する場合があります。

※ 法人格のない任意団体の方につきましては、企画書の選考・決定後、次の書類を提出していただきます。（様式は別途提示します。）

- ・ 契約の相手方となる団体の代表者等が成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面

・ 団体目的等についての確認書

(2) 契約の締結

- ア 県民会議と提案NPOとで協議し、事業実施に係る仕様書を作成します。
- イ 仕様書が確定した後、県民会議と提案NPOとで契約を締結します。
- ウ 契約の手続は、県民会議の財務会計規則の規定に基づいて行います。
- エ 県民会議の承認を得ることなく、採択された業務を他に委託することはできません。

(3) 事業報告及び完了検査

- ア 契約を締結したNPO等（以下「受託NPO」という。）は、事業の進捗状況について別途指示する時期に、また、事業が完了した段階で、事業完了報告書を事業実施期間満了後10日以内に県民会議に提出していただきます。
- イ 県民会議は、受託NPOから事業完了報告書を受領した場合は、速やかに完了検査を行います。

(4) 事業費の請求及び支払

- ア 受託NPOは、県民会議による完了検査に合格した場合は、県民会議に対して委託料を請求することができます。
- イ 委託料の支払は、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行います。ただし、前金払が必要な場合は、個々の契約書の中で取り決めます。

(5) 活動状況等についての情報提供

- 受託NPOは、委託事業の活動状況等について、適宜、かごしま子ども・若者総合相談センターへ情報提供を行うこととなります。

## 7 事業のスケジュール

募集期間	【令和5年4月4日（火）～4月30日（日）】（当日消印有効） かごしま子ども・若者総合相談センターホームページ等で募集します。
審査・選考	【令和5年5月】 ○ 書類審査・選考 ○ 選考結果の通知
実施期間	【契約締結日～令和6年3月】 各事業内容により、事業実施の期間は異なります。 ○ 事業計画に沿って事業実施 ○ 事業完了報告書の提出

## 8 問い合わせ先

鹿児島県青少年育成県民会議（かごしま子ども・若者総合相談センター）  
鹿児島市鴨池新町1番8号 県青少年会館  
電話 099-257-8230  
FAX 099-257-8231  
メールアドレス soudan-center@hello.odn.ne.jp（業務連絡用）